

## 平成30年度 第4回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

平成30年8月17日（金） 13時00分から16時40分まで

### 2 場 所

ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

### 3 出席者

委 員：齋藤(利)委員長、村上副委員長、石川委員、齋藤(尚)委員、  
近藤委員、工藤委員、八田委員、酒井委員、葉山委員、  
岡山委員、阿部委員、本間委員（12名）

事務局：環境生活部 生駒次長、森環境対策監、工藤環境研究センター長  
環境政策課 野溝課長、熱田副課長、三田班長、  
茶谷主査、高橋主査、出口副主査、加藤副主査

傍聴人：14名

### 4 議題

- (1) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書  
について（諮問、審議）
- (2) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について（審議）

### 5 結果概要

- (1) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書  
について（諮問、審議）  
事務局より資料1について、事業者より資料2について、それぞれ説明  
され、審議が行われた。
- (2) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について（審議）  
事務局より資料3、資料6及び資料7について、事業者より資料4及び  
資料5について、それぞれ説明され、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : (仮称) 姉崎火力発電所新 1 ~ 3 号機建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : (仮称) 姉崎火力発電所新 1 ~ 3 号機建設計画 環境影響評価準備書について
- 資料 3 : 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 4 : 成田空港の更なる機能強化 環境影響評価準備書 前回委員会に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 5 : 成田空港の更なる機能強化 環境影響評価準備書に対する意見書の提出状況、意見の内容及び事業者の見解
- 資料 6 : 市町長意見の提出状況  
(成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書)
- 資料 7 : 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書  
(平成 30 年 5 月 18 日諮問) 論点整理 (たたき台)

**【別紙：審議等の詳細】**

(1) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書について(諮問、審議)

○事務局より資料1について説明。

**【審議】**

意見等、特になし。

○事業者より資料2について説明。

**【審議】**

(委員)

確認だが、現状では停止中の施設等はなく、すべての発電施設が稼働しているという認識で良いか。

(事業者)

現在の姉崎火力発電所では、負荷に応じて出力の調整は行っているが、火力発電施設は全て稼働している。

(委員)

既設の施設から新施設への切り替えの際には、旧施設を停止した後に新施設を稼働するのか、それとも重なって運転する時期があるのか。

(事業者)

旧施設を廃止した後に新施設を稼働するので、重なって運転する時期はない。

(委員)

施設供用後の排水について、生活排水のモニタリングは実施する事になっていないが、新設総合排水処理設備に生活排水もすべて入るという理解でよろしいか。

(事業者)

一般排水の処理フローについては、準備書のp.39に掲載している。生活排水

についても新設総合排水処理設備に合流して、一本化されて海域に放流されることになる。

(委員)

景観について、資料2のスライドの16番や65番に、「市原市景観計画との整合を図る」という記載があるが、対象事業実施区域は工業専用地域であり、建造物は市原市景観計画の対象外である。記載について「市原市景観計画の景観形成基準との整合を図る」等に直していただいた方がより正確ではないか。

(事業者)

承知した。

(委員)

昨年度の方法書に関する質疑の中で、燃料油タンクの撤去時に土壌の分析を行った方が良いのではないかという質問をした際に、カドミウム、鉛、ホウ素については土壌環境基準に適合しているという回答をいただいているが、それ以外の第一種特定有害物質、例えばベンゼン等の適合状況についてもご回答いただきたい。

(事業者)

現地調査としてまず地歴調査を行っており、その結果分析が必要と考えられる項目について調査を行っている。カドミウム、鉛、ホウ素については地歴調査を踏まえて分析を行っているが、ベンゼンについては実施していない。

(委員)

カドミウム、鉛、ホウ素しか調査をしておらず、それ以外の物質については分からないということによろしいか。

(事業者)

地歴調査を踏まえて調査を行ったのがその3物質である。

(委員)

通常は、すべての有害化学物質について調査するのが一般的ではないか。

(事業者)

調査については、市原市と相談をした上で、漏洩の可能性がある物質を選定している。今後工事を実施する段階で、残土等が発生した際には、適切に分析を行い、法令に基づいて処理することを考えている。

(委員)

もう一度確認するが、有害化学物質について全項目の調査は行っていないということではよろしいか。

(事業者)

再度確認したうえで回答させていただきたい。

(委員)

燃料油タンクを使用してきたという実績を踏まえ、通常であれば測定を行い、ある程度の数値が出てくれば法令に基づき浄化措置等を継続していくというのが一般的ではないかと思う。姉崎火力の現状から見ると、燃料油タンクが6基、海岸側にあるということで、重油が漏出して公共用水域に流出しているというリスクはゼロではない。例えば公共用水域に近い漏洩のリスクがある箇所について、土壌調査を行う等は実施してもよいのではないか。

(事業者)

地歴調査において重油の漏出がないことは確認している。実施した調査項目等については再度確認させていただきたい。

(委員)

資料2のスライド4番目において、現行施設について「設備劣化が進み発電効率が低い」とあるが、設備劣化とは具体的にどのようなものか。

(事業者)

ボイラー、タービン設備等に発生する腐食等により、トラブルが多くなっており、それに伴う修理等による運転の制約のことを、設備劣化による発電効率の低下と言っている。

(委員)

有効煙突高さの計算式について準備書の p. 555 に記載されているが、例えば CONCAWE 式について、排出熱量  $Q_H$  の 1/2 乗や風速  $u$  の -3/4 乗が右項にあるが、これでどのように排煙の上昇高さになるのか。係数は極めて複雑な次元を持つことになるが、これは一般的なやり方なのか。物理数学では次元が合っている必要があるが、係数の意味は何か。基礎となる式がこれで正しいのかが分からない。

(事業者)

式については発電所アセス省令等で用いられている一般的な式であり、間違いはないものと認識している。

(委員)

式が一般的なものということであれば、出典の確認だけお願いしたい。

(事業者)

承知した。

(委員)

大気影響について、五井火力との複合影響が示されているが、これについてどのように計算したかについての説明は準備書のどこに記載されているか。また計算方法について簡単に説明していただきたい。

(事業者)

準備書の p. 556 に現在の施設の煙源の諸元を記載している。また p. 557 に将来の諸元及び五井火力発電所の諸元を記載している。これらの諸元を用い、先ほどの計算式を用いて計算した結果を、p. 562 に記載している。

(委員)

複合影響は、両施設からの影響の単純な足し算ということか。

(事業者)

足し算した結果を示している。

(委員)

バックグラウンド値の決め方について、一般局の年間の98%値の最大値という説明があったと思うが、これだとバックグラウンド値が高めに見積もられるのではないか。

(事業者)

バックグラウンド値については各項目で設定方法が異なるが、年平均値については、p.562の注釈2に記載している通り、平成24年から26年の年平均値の平均を使用している。

(委員)

そうすると、既存の火力発電所の影響が含まれたものをバックグラウンド値としていることになる。そこから負荷量を考えるとすると、負荷量は過小評価になるのではないか。

(事業者)

ご指摘の通り、バックグラウンド値には既存の施設の影響が含まれている。現状ユニットの影響が含まれるバックグラウンド値に、さらに新規施設の影響を追加することにより、将来環境濃度については厳しめに評価するようにしている。また、バックグラウンド濃度については、p.562の注釈3に記載しているとおり、現状の1～6号機の影響が含まれているが、それを個別に実測することができないことを踏まえ、将来環境予測についてはバックグラウンド濃度に将来の新1～3号機、5、6号機、五井火力新1～3号機の寄与濃度を加えたものを評価している。

バックグラウンド濃度には既存の発電所の影響も含まれており、将来の寄与濃度には新1～3号機だけでなく既設の5、6号機も加えているので、その部

分は重複している。そのため数値としては高めに出るので、安全側に評価していると考えている。

(委員)

既存の5, 6号機はバックグラウンド濃度と将来寄与濃度の両方に含まれているということか。

(事業者)

その通りである。

(委員)

そこまで説明を聞けば理解できるが、資料だけでは説明が不足していると感じる。バックグラウンド値の決め方が難しいのは理解できるが、決め方の根拠については、もう少し丁寧に記述をされた方がいいのではないか。

(事業者)

承知した。

(委員)

準備書 p. 1035 ページ、第 12. 1. 7-2 表の一番下の欄に、廃石綿等が5, 6号機から年間 20t 発生するとの記載があるが、毎年廃石綿等が発生するというのは、どのような状況か説明いただきたい。

(事業者)

将来の排出量については、過去の実績において最も排出量が多かった年の排出量を基に予測したものであり、最大でも 20t 程度と予測したものである。毎年 20t 発生するというわけではない。

(委員)

予測、評価において、低周波音を項目としていないのはなぜか。建設機械による影響について、特にバイブロハンマーや発動機からは低周波音が発生する可能性がある。



(事業者)

低周波音については、発電所アセス省令において参考項目となっていない。また工事区域等は住居地域から 2km 程度離れていることから影響は小さいと考えられる。これらを勘案した結果、低周波音については方法書で評価項目としておらず、準備書でも評価を行っていない。

(委員)

特殊気象条件化における大気の予測について、定常運転時と冷気起動時でバックグラウンド濃度が異なっている場合がある。これは、冷気起動時の方が排ガスが下方に流れる等の理由か。

(事業者)

冷気起動時については、有効煙突高さが低くなるため、拡散しにくくなる。バックグラウンドについては、一年間実施した現地調査を踏まえて、各気象条件について定常運転時、冷気起動時の予測を行い、最大着地濃度が出現する気象条件における値を用いている。定常運転時と冷気起動時でバックグラウンド濃度が異なっている場合があるのは、最大着地濃度が出現する気象条件が異なっており、別の時期のバックグラウンド濃度を用いているからである。

(2) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について (審議)

○事務局より資料 3 について説明。

**【審議】**

意見等、特になし。

○事業者より資料 4 及び資料 5 について説明。

**【審議】**

(委員)

工事中の S S については、準備書 10.6.1-40 ページのとおり、仮設沈砂池への流入濃度は最大値で 2,000mg/L 程度である。流出濃度については、10.6.1-41 ページのとおり、通常の降雨で 10mg/L 程度とのことである。仮設沈砂池での除

去率は入ってくる水の量、降雨強度によって変わると思うが、その点は計算に含まれているのか。

(事業者)

SSの予測の考え方についてであるが、準備書 10.6.1-38 ページのとおり、仮設沈砂池については、施工面積 2.5ha につき、25m×25mの沈砂池を1箇所設置することとし予測を行っている。

沈降速度は、現場での土壌の沈降試験によるものである。また、流入濃度については、文献等から流入を 2,000mg/L 程度と想定している。そこから、十分沈降時間を取れるよう設計している。除去率は試験からの設定であり、一定で計算している。

(委員)

資料5 住民意見の No.2 は、地下水を心配している意見である。意見に対する事業者見解にもあるように、モニタリングは継続してもらいたい。

地下水の流れは、地下水流動系と言って、少しの地形の窪みや台地面の状況等により、非常に複雑なものになる。よって、地下水の水質測定については、どこで行うかが重要になる。滞留時間が短い地下水の流れであれば、影響が出るかもしれない。深い所では影響が無いかもしれない。測定箇所はどこか、深さはどのくらいか、という情報があればよいと思う。

(事業者)

地下水の調査は、空港周辺の観測井戸で行っている。今後、C滑走路新設に当たって実施する周辺の地下水の調査においては、ご意見を踏まえ、地下水流動系に配慮したものとしたい。

(委員)

住民意見を見ると、感覚公害について、特に騒音や振動に対しての意見が多いようである。これに対しては、従来から、サッシを二重に、またエンジン音が少ない航空機にするなど、直接的の対応を実施していると思う。

成田は、成田空港の恩恵を受けていないのではないかと感じている。成田の不動産の潜在価値は高いと思われるが、不動産市場では評価されていない。こ

れは、空港が直接的に近隣にとっての効果と市場が認識していないからと考える。成田市のまちづくりとも関係してくるが、国際空港があるまちは、もっと活性化していいはずである。空港の近隣に住むことによって、成田空港が使いやすいものとなればよい。例えば、近隣の方々の駐車場やゲートを設置するなど、近隣に住んでよかったというメリットがあればよいと思う。そうすれば、地価の上昇につながるかもしれない。

感覚公害については主観性が非常に高いので、メリットがあれば、公害について許容される方も、場合によっては増えるかもしれない。

空港会社においては、これまで苦勞されていると思うが、もう少し踏み込んで近隣の方々に対して考えていただければ、今後良い国際空港として発展していくのではないかと思う。

(事業者)

空港会社としても、空港と地域との共生は重要なことであると考えている。地域振興ということについては、千葉県と基本プランなどを作っており、空港会社としても、できることをしっかりとやっていきたいと考えている。

また駐車場については、近隣の市町の方々にパスをお渡しするなど、一定額使っていただく必要はあるが、そういうこともやっている。

(委員)

空港内のNO<sub>x</sub>は他の地域に比べて高いと思うが、大気質に係る住民意見への事業者見解では、NO<sub>x</sub>について全く触れられていない。なぜか。

(事業者)

資料5 住民意見のNo. 2については、ベンゼンやPM<sub>2.5</sub>などに対する意見であったので、このような見解を示させていただいたところである。ご指摘の主旨については理解するところであり、今後、評価書において修正するよう検討していきたい。

(委員)

資料5 住民意見のNo. 4については、騒音は場所と時間によって値が大きく上回るという意見である。それに対して、最大の発着回数を想定して評価を

行っているとの見解が示されている。このように、住民意見に対して、直接の回答になっていないところも見られるので、見直ししていただきたい。

(委員)

オオタカに係る住民意見に対しては、代償措置を取るという見解が示されている。代償措置については、かなり難しいと思うがどうか。

(委員)

空港の敷地に入ってしまうオオタカ、サシバについては失われることになると思う。ついでには、代償措置として、そのペアに代わる個体とその周辺で維持できるか検討されると思う。

環境条件を洗い出し、分布しない場合はなぜ分布しないのか、また繁殖成績が悪いペアに関してはなぜ悪くなっているのか、洗い出す必要がある。

そこには、環境の問題と個体の問題があると思う。環境の問題を明らかにできた場所については、その問題点を解決し繁殖成功率を高めるなどの方法をやっていただきたい。

(委員)

代償措置を行うために、対象とするエリアを広げるのか。また、それは巣を移すというイメージか。営巣地の場所を人為的に移すという意味か。

(委員)

営巣木が造成区域に入ってしまうところでも、周辺で採食空間が仮に維持できる場合で営巣木を移す場所があれば、試みとしてできるかもしれない。ただし、移ってくれるかどうかはわからない。

影響の無いところで、その個体の代わりに個体が維持できる場所を新たに生み出せないか。ただし、それは地域個体群というくくりの中での話しである。

(委員)

代償措置について、事業者の考えはどうか。

(事業者)

オオタカについては営巣地が無くなるため、保全措置として新たな場所として空いているスペースを見つけ出して、人工的に巣を作って、新しくペアが入ることを期待している。

(委員)

それは、対象実施区域外のかなり離れた場所か。

(事業者)

詳細については今後検討していくが、可能な限り、空港近隣での対策を考えている。あまり離れてしまうと、違う地域個体群になってしまうので、可能な限り近い範囲で考えている。

(委員)

代償措置については、専門家とよく相談の上、既存の個体に影響を及ぼさないよう慎重に実施していただきたい。ただ、現実的に可能なのか。

(委員)

代償措置については、専門家とよく相談していただく。また、事後調査をしっかり行って、期待した効果が得られていないところについては、そこに対して可能な追加の環境保全措置をとってもらえばよいと思う。

(委員)

貴重種が多数あるということだが、どれも大切に、全力で対処していくということについて、それはそれで良いことと思うが、貴重種といっても、例えば北総地域において、対象となっている場所がどれくらい生物多様性上、重要なウエイトを占めるのか考えなければならない。対処については、より希少なものに対して重点的に行うべきと思う。何が何でもその個体について、ケアをすべきという考え方についてはどうか。大きな文脈の中で判断するべきではないかと思う。

(委員)

難しい問題ではあるが、優先順位をそれぞれ付けて、ということかと思う。

(委員)

資料4 委員会意見に対する事業者見解のNo. 37、景観の意見の主旨について、正確に伝えたい。

景観の予測については、完成予想図的予測と確率論的予測がある。モニタージュでの予測は、完成予想図的予測となる。緑化に関しては、事業者の見解をみると確率論的予測になる。他の場所でも同様のことを実施してきたものであり、不確実性が小さいとしている。そうであれば、見解で示している維持管理の内容について、適切に提示していただきたい。

No. 38、人と自然との触れ合いの活動の場については、近くに同じような場所を設置するとの見解であるが、委員会では発言の主旨としては、場所があるというよりも、近くで同様の活動が継続できるかという活動の質に関する意見である。

(事業者)

ご意見を踏まえ、修正させていただく。

(委員)

住民意見の提出者については、茨城県稲敷市の方が多いようである。準備書の中で、第1種区域内の方々への防音工事は寝室以外も行うよう書かれているが、稲敷市の方々も第1種区域内に入るのか。

(事業者)

意見をいただいている箇所は稲敷市柴崎地区というところである。柴崎地区における騒音の第1種区域については田んぼの部分であり、お住まいの市街地までは範囲となっていないことから、空港会社による防音工事は難しい。

(委員)

対象事業実施区域内の高谷川の上流箇所は、盛土され、そこに滑走路ができる。資料5 住民意見のNo. 27では、水質について成分の分析をして欲しい

との意見である。事業者の見解においては、水素イオン濃度等を測定しているが、有害物質等の成分分析はどうか。

有害物質として、水銀、ヒ素などを測定することが、安心の対象になると思うので測定していただきたい。

(事業者)

現状、取香川では、空港会社により常時モニタリングを実施しており、その分析としては、水素イオン濃度、溶存酸素量等の測定を実施している。今後、高谷川においても、同様のモニタリングの実施を計画している。No. 27の意見に対しては、意見内容を踏まえ、BOD以外でも行うという主旨で見解を示している。

なお、高谷川については、現状の取香川と同様に、生活環境項目や健康項目の測定を計画している。

(委員)

供用時のみならず、造成中においても測定してもらいたい。人為的なものがあるかもしれない。また埋立て時に特別なものが出てくるかもしれない。モニタリングをしっかりとやって欲しい。

(委員)

造成に当たっては外から土を搬入しない計画としているが、土壌汚染に係る調査は実施するのか。

(事業者)

工事で使う土に対しては、土壌試験を実施する。

○事務局より資料6及び資料7について説明。

**【審議】**

(委員)

資料7の31ページで、航空機騒音について環境監視調査の記載はあるが、事後調査の記載が無い。これに対し、27ページで、建設機械の稼働による騒

音では事後調査の記載がある。この違いは何か。

(事務局)

航空機騒音における事後調査については、調査時期が評価時点である最大の50万回時となるので、それまでの監視として、環境監視が必要と考える。ご意見のとおり、事後調査も必要と考えるので、両方記載できるよう検討したい。

(委員)

騒音については、住民の感じ方が重要かと思う。環境監視調査として、住民に体調等の健康に関するアンケートを取ることはできないのか。

(事務局)

事業者は、健康調査を実施するとしているが、アセスでは健康調査を指摘することは難しい。

(委員)

アセスの指標として、不快指数のようなものはないのか。

(事務局)

アセスにおける航空機騒音の評価基準は、時間帯補正等価騒音レベル( $L_{den}$ )である。

(委員)

公害へのその後の対応として、自治体と事業者が、被害者に対し長くコンタクトを続けている例もある。評価においては、数値化も大事であるが、委員の意見のとおり、感覚的なものも大事と思う。答申とすることは難しいが、事業者から、そのようなものが出てくれば良いと思う。

(委員)

資料6市町長意見において、成田市から最終処分場である成田クリーンパークに対する意見が出ているが状況はどうか。滑走路にあたるのか。



(事務局)

最終処分場においては、成田市のものであり埋立ては終了している。最終処分場の一部が滑走路の下になる。アセスとは別で、廃棄物を扱う他部署で成田市の方針を確認していくことになると思う。

(委員)

最終処分場跡地を空港として利用することに対しては、いいかどうかわからないが、そのような土壌であるので、成田空港の排水の一部となることから、監視する必要があると思う。跡地利用する空港会社にも責任が出てくると思う。

(事務局)

空港として利用するに当たり、埋立土をそのまま残すのか、撤去するのかは決まっていない。

なお、最終処分場については閉鎖まで至っていないが、廃棄物処理法の適用を受けることになるので、適切に市への指導等を行っていききたい。

(委員)

成田空港の特徴としては、周りが農村であることと思う。地域特性として、農業を入れる必要があると思うがどうか。

(事務局)

その方向で検討していきたい。

(委員)

土は外から持ってこないが、滑走路を整備するために砂利は持ってくるのではないか。外から何も持ってこないとしているが、この点について指摘しておいた方がよいと思うがどうか。

また、廃棄物に係る汚染の状況は、航空写真などにより遡って調査するなど方法はあると思うのでお願いしたい。

(事務局)

土ではなく、砂利等の建設資材についてのご指摘と思うが、事業者には建設資

材の分析まで求めることは難しい。

(委員)

大気質においては、既存の風向や風速など、現状の土地利用の状況で予測を行っているが、大きく土地改変が行われることから、飛行場供用後は予測時の条件が違ってくるかもしれない。

(委員)

今回の事業は、土壌汚染対策法の対象となるのか。そうすれば、土壌も管理できると思うが。

(事務局)

今回の事業は3,000㎡以上の改変となるので、土壌汚染対策法の適用となり届出が必要となるが、工事实施はかなり先になるので、現段階で法に基づく調査を行うものではない。

(委員)

資料7の15ページの大気環境において、3行目の「大気質、騒音、振動等への複合的な影響について」の「等」について、動植物は含まれるのか。圏央道と成田空港との複合的影響については、動植物も含めていただきたい。

(事務局)

動植物についても、はっきり記載することとしたい。

(委員)

資料7の46ページの景観について、事後調査を実施するとしているが求めすぎではないか。不確実性はあると思うが、よし悪しについては、かなり主観的な判断になると思う。

(事務局)

ターミナルビル等の建物の計画もはっきりしていないこともあり、事後調査の実施について記載した。

(委員)

事後調査については、どの程度行うかということもあるが、緑化に関しては、表面的な緑の質ではなく、動植物や生態系に関わりがあると思う。

緑化に関しては、景観として良し悪しを評価するというよりは、動植物の観点から考えるものと思う。事後調査については難しいということであれば、動植物からの観点から適切な処置をされていれば、特に必要は無いと思う。

(委員)

動植物、生態系の観点から、事後調査を求めるということか。

(事務局)

「周辺の緑との調和に努める」としてはどうか。

(委員)

景観の予測や環境保全措置について、予測の精度が高い、また知見が十分に蓄積されているとは思えない。それを理由に、事後調査を実施しないということとは言い難いと思う。

(委員)

水文環境については、埋立てにより、高谷川の水質等が実際どうなるのかわからない。水文環境の事後調査については、実施すべきと考える。

(事務局)

事務局からは、資料7の38ページのとおり、雨水について、水質の予測では河川へ流し、水文環境では地下に浸透するとしているので、そのことについて、はっきり書いてもらうよう指摘した。

なお、事後調査は、河川の流量、地下水位、湧水について実施することとしている。

(委員)

透水係数については、地盤改良や土の締固め等で変わってくると思う。事後調査として、造成後の透水係数を測定してもらうことはどうか。

(委員)

事後調査としては、流況等の変化を確認してもらった方がよいと思う。

(委員)

動植物の代償措置は、このエリアの中だけでは無理だと思う。大切なのは、個体では無く個体群である。全てを保全する必要があるかどうかは、考えなければならない。

また、この地域の希少鳥類が、どれくらい重要なかわからない。そういう情報はないのか。

(委員)

資料7の40ページ、41ページでは「適切な代償措置を実施する」との指摘であり、何が何でも保全するよう求めている。委員の指摘を踏まえたものとなっていると思うがどうか。

(委員)

全体像がわからない。県の中での専門的な意見も聴きたい。

(委員)

県の中でも情報を確認していただきたい。

(委員)

工事を実施する際は、大気質を監視して、NO<sub>x</sub>が基準値を超えた場合は作業中断等を行うとしているが、調査地点が不十分であると、以前に指摘させていただいた。事業者からは、供用時の環境監視調査で新設する測定局について、工事中に設置できれば、その値も参考にする旨、回答されたと思う。

準備書 12-17 ページにおいて、追加調査地点については関係機関と調整するとあるが、関係機関とはどこか。また、大気質に関しての事後調査や環境監視調査の記載が無い理由は何か。

(事務局)

大気質の関係機関は、県や市町と考える。

(委員)

事業者は、工事中において、環境監視調査で使う測定局のデータを前倒しして使うと回答したが、準備書では調査位置が確定していないよう記載されている。質問はこの矛盾について、確認させていただくものである。

(事務局)

ご質問については、事業者に確認する。

(委員)

今回は答申案審議となるが、意見があれば早目に出していただきたい。

以上で、本日の審議については終了とする。

以上